

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）の規定に違反する次の行為について、法第75条第1項の規定により措置を命ずべき者（以下、「所有者等」という。）を確認することができないので、同条第3項の規定に基づき、令和5年12月22日までに次の措置を行うべきことを公告する。

なお、所有者等が期限までに措置を行わないときは、福井県知事またはその命じた者もしくは委任した者が措置を行い、当該措置に要した費用は、法第75条第9項の規定により、所有者等の負担とする。

令和5年11月22日

福井県知事 杉本 達治



1 違反行為の内容

井の口川水系二級河川井の口川の河川区域に、法第24条の規定に違反して以下に掲げる船舶を係留および放置していること。

2 行うべき措置の内容

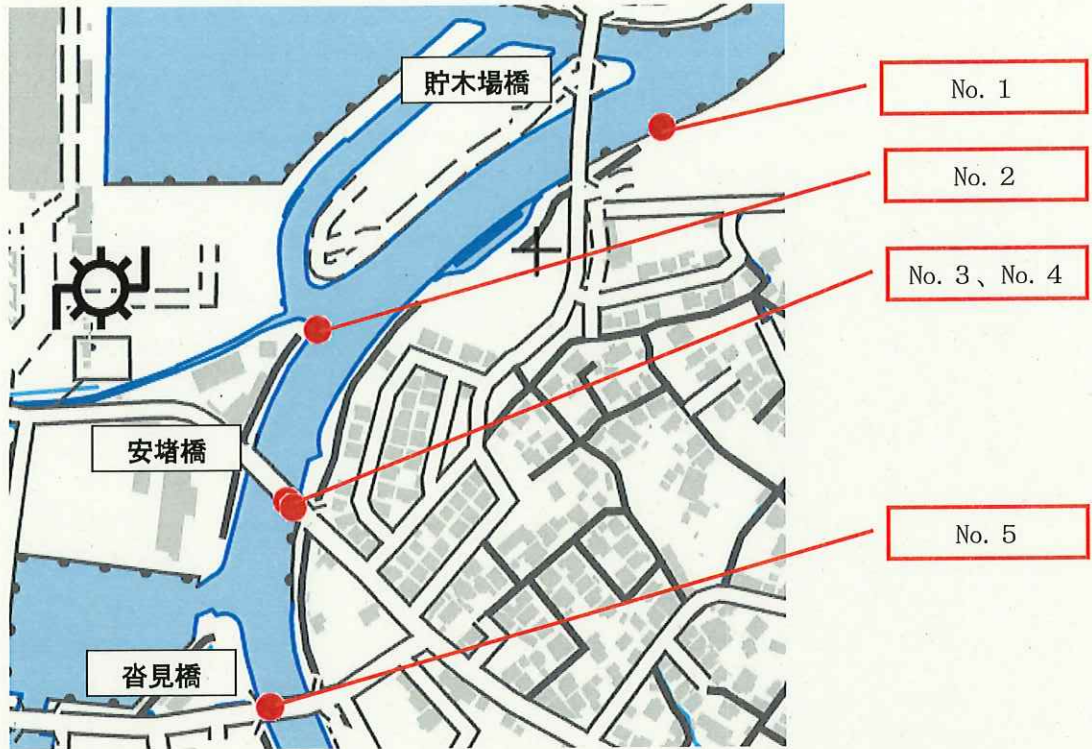
船舶および船舶係留にかかる工作物を河川区域内から撤去すること。

3 対象物の一覧および所在地を表示する図面等

(1) 対象物の一覧

図面番号	対象物	船舶番号	長さ (m)	色	材質	その他参考となる事項
1	船舶	不明	不明	不明	不明	・貯木場橋から下流に約80m 右岸河岸 ・沈船
2	船舶	不明	不明	不明	不明	・安堵橋から下流に約80m 左岸河岸 ・沈船
3	船舶	251-01081	7.0×2.5	外：白、青 内：水色	FRP	・安堵橋橋桁下 ・船名：眞智丸 ・検査済票：H12 ・次回検査時期指定票：なし
4	船舶	251-05587	6.0×2.0	外：白 内：水色	FRP	・安堵橋橋桁下 ・検査済票：なし ・次回検査時期指定票：なし
5	船舶	251-12666	10.0×2.0	外：白 内：水色	FRP	・杳見橋橋桁下 ・船名：第十一八幡丸 ・検査済票：H23 ・次回検査時期指定票：H29

(2) 対象物の所在地を表示する図面



(3) 対象物の写真

